

添付法令資料 4 :

国営電力会社 PT. PLN (Persero) の消費者によるルーフトップ太陽光発電
システムの利用に関する 2018 年 11 月 15 日付インドネシア共和国エネルギー鉱物
資源大臣規程 No.49 (目次)
同月 16 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 ルーフトップ太陽光発電システムの利用 (第 2 条ないし第 5 条)
- 第 3 章 ルーフトップ太陽光発電システムからの電力出力及び入力 of 計算 (第 6 条)
- 第 4 章 ルーフトップ太陽光発電システムの開発及び据付
 - 第 1 節 申請 (第 7 条ないし第 9 条)
 - 第 2 節 開発及び据付 (第 10 条)
 - 第 3 節 調査及び試験 (第 11 条)
 - 第 4 節 入出力電力量メーターの提供及び据付 (第 12 条)
- 第 5 章 報告 (第 13 条)
- 第 6 章 雑則 (第 14 条及び第 15 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 16 条)
- 第 8 章 終則 (第 17 条ないし第 19 条)